

第4章 調査票

上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査

【ご協力をお願い】

市民の皆様には、日頃から市政に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。上尾市では、男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな取り組みを行っています。この調査は、市民の皆様の男女共同参画に関するご意見を幅広くお伺いし、令和3年度からの上尾市男女共同参画計画の基礎資料とさせていただきます。この調査の対象者は、市内にお住まいの満18歳以上の方、2,000人を住民基本台帳から無作為に選ばせていただきました。

回答は無記名です。調査の結果は、統計的な集計・分析だけに用いられますので、ご迷惑をお掛けすることはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月

上尾市長 島山 稔

- 1) 調査には、封筒のあて名のご本人がお答えください。
- 2) お答えは、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。「その他」にあてはまる場合は、お手教ですが、() 内にその内容をご記入ください。
- 3) お答えは、設問ごとに（あてはまるものに○を1つつけてください）など指定されていますので、お間違えのないようお気を付けてください。
- 4) 設問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、ご注意ください。
- 5) すべての設問に対して回答がなくても、投函してください。
- 6) ご記入いただいた調査票は、10月17日(木)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

〔連絡先〕この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

上尾市市民生活部人権男女共同参画課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
TEL：048-778-5111（直通）
FAX：048-778-5112

家庭生活について

問1 あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。(①～⑧の項目それぞれ1～5からあてはまるものに○を1つつけてください)

	主として男性	共同して分担	主として女性	その他	該当しない
① 家事（炊事・洗濯・掃除・買物）	1	2	3	4	5
② 子育て（子どもの世話・しつけ・教育）	1	2	3	4	5
③ 介護・看護（介護や看護が必要な家族の世話）	1	2	3	4	5
④ 地域の行事への参加	1	2	3	4	5
⑤ 自治会・PTA活動への参加	1	2	3	4	5
⑥ 生活費の確保	1	2	3	4	5
⑦ 家計の管理	1	2	3	4	5
⑧ 高額な商品や土地・家屋の購入の決定	1	2	3	4	5

問2 次のことについて、どのように担うほうが良いと思いますか。(①～⑧の項目それぞれ1～4からあてはまるものに○を1つつけてください)

	主として男性	共同して分担	主として女性	その他
① 家事（炊事・洗濯・掃除・買物）	1	2	3	4
② 子育て（子どもの世話・しつけ・教育）	1	2	3	4
③ 介護・看護（介護や看護が必要な家族の世話）	1	2	3	4
④ 地域の行事への参加	1	2	3	4
⑤ 自治会・PTA活動への参加	1	2	3	4
⑥ 生活費の確保	1	2	3	4
⑦ 家計の管理	1	2	3	4
⑧ 高額な商品や土地・家屋の購入の決定	1	2	3	4

【配偶者・パートナーのいる方にお伺いします】

問3 あなたと配偶者・パートナーそれぞれに子育ての経験、介護の経験はありますか。(A、Bについて①～②の項目それぞれ1～2からあてはまるものに○を1つつけてください)

	A 子育て経験		B 介護経験	
	ある	ない	ある	ない
① あなた	1	2	1	2
② 配偶者・パートナー	1	2	1	2

問3-1にもお答えください 問3-2にもお答えください

問6 男女共同参画に関する以下の事柄について、内容を知っていますか。(①～⑯の項目それぞれの1～3からあてはまるものに○を1つつけてください)

	内容を知っている	内閣 審議会は知らない 審議会は知らない 審議会は知らない	知らない
① 上尾市男女共同参画推進条例	1	2	3
② 上尾市男女共同参画計画	1	2	3
③ 上尾市男女共同参画情報紙「デュエット」	1	2	3
④ 男女共同参画社会	1	2	3
⑤ ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	1	2	3
⑥ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
⑦ セクシャル・ハラスメント	1	2	3
⑧ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント等）	1	2	3
⑨ 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）	1	2	3
⑩ デートDV（交際相手からの暴力）	1	2	3
⑪ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯を通じた女性の健康の保持増進）	1	2	3
⑫ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
⑬ 男女共同参画社会基本法	1	2	3
⑭ DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	1	2	3
⑮ 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）	1	2	3
⑯ 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	1	2	3
⑰ 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	1	2	3
⑱ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3
⑲ 女子差別撤廃条約	1	2	3

【問3のA子育て経験で、「1 ある」と回答した方にお伺いします】
問3-1 あなたと配偶者・パートナーの子育てのかかわりは十分だ(だった)と思いますか。(①～②の項目それぞれの1～5からあてはまるものに○を1つつけてください)

	十分である	ある程度は十分である	あまり十分でない	十分でない	わからない
① あなた	1	2	3	4	5
② 配偶者・パートナー	1	2	3	4	5

【問3のB介護経験で、「1 ある」と回答した方にお伺いします】
問3-2 あなたと配偶者・パートナーの介護へのかかわりは十分だ(だった)と思いますか。(①～②の項目それぞれの1～5からあてはまるものに○を1つつけてください)

	十分である	ある程度は十分である	あまり十分でない	十分でない	わからない
① あなた	1	2	3	4	5
② 配偶者・パートナー	1	2	3	4	5

男女平等に関する意識について

問4 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、あなたは、どう思いますか。
(あてはまるものに○を1つつけてください)

同感する	どちらともいえない	同感しない	わからない
1	2	3	4

問5 次の分野で男性と女性の地位が平等になっていると思いますか。(①～⑧の項目それぞれの1～6からあてはまるものに○を1つつけてください)

	男性 性 優 越	男 ど い ち ら 優 越 は か	平 等	女 ど い ち ら 優 越 は か	女 性 優 越	わ か ら な い
① 家庭の中で	1	2	3	4	5	6
② 職場の中で	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
④ 政治の中で	1	2	3	4	5	6
⑤ 自治会やPTA等の地域活動の中で	1	2	3	4	5	6
⑥ 社会通念や風潮（慣習・しきたり）で	1	2	3	4	5	6
⑦ 法律や制度で	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体で	1	2	3	4	5	6

【問10で、「2 相談できなかつた」または「3 相談しようとは思わなかつた」と回答した方にお伺いします】
 問10-2 あなたが、誰(どこ)にも相談できなかつたのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 誰(どこ)に相談してよいかわからなかつた
 2 恥ずかしくて誰にも言えなかつた
 3 相談しても無駄だと思った
 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力をうけると思った
 5 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすと思った
 6 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った
 7 世間体が悪い
 8 他人を巻き込みたくない
 9 思い出したくない
 10 自分に悪いところがあると思った
 11 相談するほどのことではないと思った
 12 その他()

相談窓口を13ページで紹介しています。ぜひご覧ください。

【問11は、あなたの交際相手からの暴力の被害経験についてうかがいます。】

問11 あなたは、これまでに交際相手がいましてか。結婚している方、したことのある方(事実婚を含む)は、配偶者・パートナーとなった相手以外についてお答えください。(あてはまるものに○を1つつけてください)

- 1 交際相手がいいた(いる) →問12にもお答えください
 2 交際相手はいなかつた(いない)

【問11で、「1 交際相手がいいた(いる)」と回答した方にお伺いします】

問12 あなたは、これまでに、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。①～④のそれぞれについて、「A交際相手からの被害」のあてはまる番号に○をつけてください。また、交際相手と同居した経験(いわゆる同棲経験)がある方は、「B同居期間中の被害」についてもお答えください。(①～④の項目それぞれ1～4からあてはまるものに○をつけてください)

	A 交際相手からの被害				B 同居期間中の被害			
	なまあいっただたく	あ10ころだたく	あ20ころだたく	あ30ころだたく以上	なまあいっただたく	あ10ころだたく	あ20ころだたく	あ30ころだたく以上
① 身体的暴行(例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)	1	2	3	4	1	2	3	4
② 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール、SNSなどを細かく監視したり、長期間無視するなど精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 性的強要(例えば、いやがっているのに性的な行為を強要される、見たくないのに性的な映像を見せられる、避妊に協力しないなど)	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 経済的圧迫(例えば、いつもおごらされる、お金を貸しても返してもらえない)	1	2	3	4	1	2	3	4

【問12で、AまたはBで「1」～「3」に1つでも回答した方にお伺いします】
 問13 あなたは、相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(あてはまるものに○を1つつけてください)

- 1 相談した →問13-1へ
 2 相談できなかつた →問13-2へ
 3 相談しようとは思わなかつた

【問13で、「1 相談した」と回答した方にお伺いします】

問13-1 あなたが、相談した人(場所)を教えてください。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 家族・親せき
 2 友人・知人
 3 学校の教員・養護教員・スクールカウンセラー
 4 警察
 5 人権保護委員
 6 役所の相談窓口・電話相談など
 7 配偶者暴力相談支援センター・婦人相談センター
 8 男女共同参画センター・男性相談センター
 9 弁護士
 10 医師・カウンセラー
 11 民間の相談機関
 12 その他()

【問13で、「2 相談できなかつた」または「3 相談しようとは思わなかつた」と回答した方にお伺いします】
 問13-2 あなたが、誰(どこ)にも相談できなかつたのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 誰(どこ)に相談してよいかわからなかつた
 2 恥ずかしくて誰にも言えなかつた
 3 相談しても無駄だと思った
 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力をうけると思った
 5 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすと思った
 6 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った
 7 世間体が悪い
 8 他人を巻き込みたくない
 9 思い出したくない
 10 自分に悪いところがあると思った
 11 相談するほどのことではないと思った
 12 その他()

性について

問14 あなたは「LGBT」という言葉について、内容を知っていますか。(あてはまるものに○を1つつけてください)

- 1 知っている
 2 聞いたことはあるが内容は知らない
 3 知らない

問15 ご自身の性別について悩んだことはありますか。(あてはまるものに○を1つつけてください)

- 1 ある →問15-1へ
 2 ない

【問15で、「1 ある」と回答した方にお伺いします】

問15-1 あなたは性別についての悩みを誰(どこ)に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 家族・親せき
 2 友人・知人
 3 学校の先生
 4 医師・カウンセラー
 5 公的機関
 6 その他()
 7 相談しなかつた

問 16 性に関する正しい情報を得るために、必要なことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1 広報・啓蒙の推進	3 情報・資料の提供
2 学校等での教育	4 その他 ()

問 17 性に関する教育は、どの時期から始めるべきだと思いますか。(あてはまるものに○を1つつけてください)

1 小学校高学年から	3 高校生から	5 教育をする必要はない
2 中学生から	4 その他 ()	

就業について

問 18 子育てや家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思っていますか。(①～②の項目それぞれ1～5からあてはまるものに○を1つつけてください)

	積極的に取得しようがよい	どちらかといえは取得したほうがよい	どちらかといえは取得しないほうがよい	どちらかといえは取得しないほうがよい	取得しないほうがよい	わからない
① 育児休業	1	2	3	4	5	
② 介護休業	1	2	3	4	5	

【問 18 で、「3. どちらかといえば取得しないほうがよい」または「4. 取得しないほうがよい」と回答した方にお伺いします】
問 18-1 取得しないほうがよいと思う理由は何か。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1 収入が減る	3 評価・昇進・配属等で不利
2 職場に取りにくい雰囲気がある	4 その他 ()

問 19 女性の働き方について、現実にはどうでしょうか。ご自身の状況、ご家庭の状況からお答えください。(あてはまるものに○を1つつけてください)

1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
4 学校卒業時は仕事を持たず、結婚後は、子育て終了後から仕事を持つ
5 子どもができるまで仕事をもち、子どもができた後から家事や子育てに専念する
6 結婚するまで仕事をもち、結婚後は家事に専念する
7 仕事は持っていない
8 その他 ()
9 わからない

問 20 女性の働き方について、理想はどうあるべきだと思いますか。(あてはまるものに○を1つつけてください)

1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
4 学校卒業時は仕事を持たず、結婚後は、子育て終了後から仕事を持つ
5 子どもができるまで仕事をもち、子どもができた後から家事や子育てに専念する
6 結婚するまで仕事をもち、結婚後は家事に専念する
7 仕事は持たない
8 その他 ()
9 わからない

問 21 女性が働き続けたり、再就職したりするために特に必要だと思うものは何ですか。(あてはまるものに○を3つまでつけてください)

1 夫など家族が家事や育児を分担し、協力すること
2 保育施設が充実したり保育時間が延長されたりすること
3 企業内保育施設が充実したり保育時間が延長されたりすること
4 家事や育児に親の協力を得ること
5 育児や介護のための休業制度が充実すること
6 勤務時間を短くしたり残業を少なくしたりするなど、労働条件が改善されること
7 上司や同僚に理解があり、出産後も働き続けられる雰囲気があること
8 再就職のための研修や相談の機会が提供されること
9 中高年女性の採用の枠(年齢・職種)が広がられること
10 介護施設などが整備されたり、ホームヘルパー、介護サービスなどが充実したりすること
11 その他 ()
12 特になし

【女性の方にお伺いします】
問 22 キャリアアップし、組織の意志決定に加わる立場(管理職への昇進等)になりたいと思いませんか。(あてはまるものに○を1つつけてください)

1 すでにそうになっている	3 そう思わない	5 わからない
2 そう思う	4 そう思うがでない	

→ 問 23へ

【問 22 で、「3. そう思わない」または「4. そう思うがでない」と回答した方にお伺いします】

問 23 そのように思う理由は何か。(あてはまるものに○を1つつけてください)

1 職場にそのような環境がない	5 社会通念上、そのような立場は男性の役割だと思っている
2 家庭環境が整っていない	6 その他 ()
3 周囲が望んでいない	
4 そのような立場になりたいと思わない	

防災について

問 24 防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。(あてはまるものに○を3つまでつけてください)

1 避難所に男女別のトイレや更衣室、授乳室を設置すること
2 被災者に対する相談窓口を設置すること
3 避難所等における暴力を予防するため、巡回警備等を実施すること
4 乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、授乳中の方などのニーズを的確に把握すること
5 避難所運営の責任者に男女がともに配置され、被災者対面に男女両方の視点が入ること
6 防災計画・復興計画などを策定するにあたり、防災会議に男女がともに参加すること
7 救護医療体制(診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置)を構築すること
8 その他 ()
9 特になし

女性の活躍推進について

問 25 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えることのような影響があると思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 多様な視点が増えることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される
- 2 人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えられることができる
- 3 女性の声が反映されやすくなる
- 4 国際社会から好印象を得ることができる
- 5 男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる
- 6 男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる
- 7 労働時間の短縮など働き方の見直しが進む
- 8 男性の家事・育児などへの参加が増える
- 9 今よの仕事以外のことが優先され、業務に支障を来すことが多くなる
- 10 男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなる
- 11 保育・介護などの公的サービスの必要性が増大し、家計負担及び公的負担が増大する
- 12 その他 ()
- 13 特にない
- 14 わからない

問 26 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと
- 2 女性自身がリーダーになることを希望しないこと
- 3 上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと
- 4 長時間労働の改善が十分ではないこと
- 5 企業などにおいては、管理職になると転勤が増えること
- 6 保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと
- 7 保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと
- 8 その他 ()
- 9 特にない
- 10 わからない

市の男女共同参画の推進に関する施策について

問 27 今後、男女がともに社会のあらゆる分野にバランスよく積極的に参加していくために、上尾市としてどのようなことを入れていくべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力するように啓発すること
- 2 男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めるよう啓発すること
- 3 子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること
- 4 男女共同参画の視点にたった教育・学習対策をおこなうこと
- 5 男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実をはかること
- 6 行政や企業などの重要な役割など女性の少ない分野に、一定の割合で女性を登用するよう働きかけること
- 7 就労の場の待遇に性別による差別がないように働きかけること
- 8 男性も女性も経済力保持、知識・技術の習得など、積極的に力の向上を図ること
- 9 生涯を通じて男性及び女性の健康づくり支援対策をおこなうこと
- 10 高齢者・障害者が安心して暮らせるようなサービスの充実をはかること
- 11 法律や制度上の見直しを行い、性別による差別につながるものを改めること
- 12 その他 ()
- 13 わからない

最後に、あなたご自身について、お伺いします。

(それぞれにあてはまるものに○を1つつけてください)

性別	1 男性	2 女性	3 その他
年齢	1 18・19歳 2 20～24歳 3 25～29歳 4 30～34歳	5 35～39歳 6 40～44歳 7 45～49歳 8 50～54歳	9 55～59歳 10 60～64歳 11 65～69歳 12 70歳以上
職業	1 会社員・団体職員 2 自由業、自営業、家業 3 パート、アルバイト 4 公務員、教員	5 専業主婦、専業主夫 6 学生 7 無職	8 その他 ()
世帯	1 単身世帯 (1人住まい) 2 1世代世帯 (夫婦のみ) 3 2世代世帯 (親+子ども)	4 3世代世帯 (親+子ども+孫) 5 その他 ()	
婚姻	1 結婚している (※事実婚を含む) 2 結婚していたが、離別・死別した 3 結婚していない	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> あなたの配偶者・パートナーの職業はどれに当てはまりますか。 (あてはまるものに○を1つつけてください) 1 会社員・団体職員 2 自由業、自営業、家業 3 パート、アルバイト 4 公務員、教員 5 専業主婦、専業主夫 6 学生 7 無職 8 その他 () </div>	
お子さん	1 いる ①お子さんは何人いらっしゃいますか。(あてはまるものに○を1つつけてください) 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人 5 5人以上 ②一番下のお子さんは、現在次のどれにあてはまりますか。(あてはまるものに○を1つつけてください) 1 乳幼児 (3歳未満の子ども) 4 中学生 (その年齢にあたる方を含む) 2 未就学児 (3歳以上小学校入学前の子ども) 5 高校生 (その年齢にあたる方を含む) 3 小学生 6 19歳以上の子ども	2 いない	
介護の必要なご家族	1 いる あなたには、介護が必要なご家族と同居していますか。 1 同居している	2 いない	

◇あなた、男女共同参画に関して日ごろ感じていることや、上尾市の男女共同参画施策について 望むことなどがありましたら、ご自由にお書きください。

この調査票を封筒に入れ、**無記名のまま10月17日(木)まで**にポストに投函してください。

相談窓口～ひとりで悩まず、相談を～

結婚したことのある女性のうち、およそ10人に1人が配偶者などから「身体的攻撃」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」といった暴力をくり返し受けたトモスティック・バイオレンス(DV)の経験がある。回答した調査報告があります。

もしも暴力を受け、悩みを解いている時は、ひとりで悩まず相談してください。

下に記載しているのは、市役所や公的機関が行う相談窓口です。

切り取って手元に置いておいてください。

相談機関	電話番号	相談時間など
上尾市男女共同参画推進センター (女性のためのDV電話相談)	048-778-5110	毎週(月)木 10時～12時・13時～16時 予約不要
上尾市男女共同参画推進センター (女性のための相談)		毎週(水) 10時～12時・13時～16時 (1回の相談は50分) 予約制
上尾警察署 (警察安全相談担当)	048-773-0110	24時間対応 *緊急の場合は110番
埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま	048-600-3800	(月)～(土) (第3木曜日を除く) 10時～20時 30分
埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま (男性のための男性臨床心理士による電話相談)	048-601-2175	毎月第3日曜日 11時～15時
婦人相談センター (DV相談担当)	048-863-6060	(月)～(土)9時30分～20時30分 (日)祝 9時30分～17時

※特に記載のないものは祝日・年末年始が休みです。

※上尾市男女共同参画推進センターでは配偶者暴力相談支援センター業務を行っています。

性暴力被害についての相談窓口はこちらです。

相談機関	電話番号	相談時間など
アイリスホットライン (性暴力等犯罪被害専用相談電話)	048-839-8341	(月)～(金)8時30分～17時
よりそいホットライン (フリーダイヤル)	0120-279-338	24時間相談可

